

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。
平成31年2月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 河村 潤子
分任契約担当役 国立能楽堂部長 福原 秀郎
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 農端 徹也

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によるこ ととした業務方法書 又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
平成30年度国立 劇場おきなわ業務 委託契約の変更(2 回目)	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月12日	公益財団法人国立劇 場おきなわ運営財団 ／沖縄県浦添市勢理 客4-14-1	7360005004284	業務方法書第15条 第2項第1号の規定 による(国立劇場お きなわに係る業務)		664,059,000		1	公財	国所管	1	
平成31年3月歌舞 伎公演新聞広告、 および公演紹介欄 追加掲載	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月12日	株式会社毎日広告社 ／東京都千代田区一 ツ橋1-1-1	2010001029960	競争に付すること が不利と認められ るため(会計規程 第24条第1項第3号 に該当)		2,160,000						
平成31年2月研修 発表会かつらの賃 貸借	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月15日	東京演劇かつら株式 会社／東京都中央区 日本橋人形町2-20- 10	8010001122090	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		1,101,168						
平成31年2月研修 発表会大道具・小 道具の賃貸借及び 管理等業務委託	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月15日	日本総合舞台美術株 式会社／東京都台東 区浅草6-3-4藤浪小 道具株式会社内	3010501010485	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		3,508,604						
平成30年度新国 立劇場業務委託契 約の変更(第2回)	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月19日	公益財団法人新国立 劇場運営財団／東京 都渋谷区本町1-1-1	7011005003749	業務方法書第15条 第2項第2号の規定 による(新国立劇場 に係る業務)		4,108,779,000		0	公財	国所管	1	

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。
平成31年2月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 河村 潤子
分任契約担当役 国立能楽堂部長 福原 秀郎
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 農端 徹也

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によるこ ととした業務方法書 又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
平成31年3月歌舞 伎公演出演契約	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月20日	松竹株式会社／東 京都中央区築地4-1-1	6010001034809	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		27,825,444						
平成31年3月歌舞 伎公演女方床山業 務(前ごしらえ)の 委託	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月21日	有限会社光峯床山/ 東京都中央区築地4- 4-1-1201	6010002046349	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		1,018,872						
平成31年3月歌舞 伎公演大道具・小 道具の賃貸借及び 小道具の管理等業 務委託	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月21日	日本総合舞台美術株 式会社／東京都台東 区浅草6-3-4藤浪小 道具株式会社内	3010501010485	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		13,144,944						
平成31年3月歌舞 伎公演舞台衣裳の 賃貸借	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月21日	松竹衣裳株式会社/ 東京都中央区新富2- 2-8	6010001046003	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		4,804,812						
平成31年3月歌舞 伎公演かつらの賃 貸借	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月21日	東京演劇かつら株式 会社／東京都中央区 日本橋人形町2-20- 10	8010001122090	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		2,507,760						

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。
平成31年2月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 河村 潤子
分任契約担当役 国立能楽堂部長 福原 秀郎
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 農端 徹也

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によるこ ととした業務方法書 又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
平成31年3月特別 企画公演大道具の 賃貸借及び管理等 業務委託	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月25日	日本総合舞台美術株 式会社／東京都台東 区浅草6-3-4藤浪小 道具株式会社内	3010501010485	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		2,165,113						
平成31年度地下 鉄日本橋駅7号通 路ポスター枠	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役国 立文楽劇場部長・ 農端徹也／大阪府 大阪市中央区日本 橋1-12-10	平成31年2月25日	株式会社大阪実業広 告社／大阪府大阪市 中央区東平2-3-20	2120001092873	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		1,296,000						
複製陶板画「おぼ ろ」(加山又造画) 及び複製陶板画 「風神雷神図屏風」 (俵屋宗達画)の賃 貸借(運搬及び展 示を含む。)	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月27日	大塚オーミ陶業株 式会社／大阪府大阪 市中央区大手通3-2-21	9120001076192	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		9,894,877						
平成31～33年度 国立劇場託児室業 務の委託	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	平成31年2月28日	株式会社マザーズ/ 東京都中央区銀座4- 13-11松竹倶楽部ビ ル4階	6010001088152	公募又は企画競争 で特定されたため (会計規程第24条 第1項第1号に該 当)		11,041,407						プロポーザ ル,概算額 (単価契約 等)

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。